

# 令和6年5月末における少年非行等の概況

生活安全部

## ◎ 非行少年等の状況

非行少年は490人で、前年同期比14人(2.8%)減少した。刑法犯少年は399人で40人(9.1%)減少、特別法犯少年は91人で26人(40.0%)増加した。

不良行為少年は3,899人で、前年同期比507人(14.9%)増加した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は23.3%で、前年同期比0.9ポイント増加した。

	非行少年							不良行為少年
	総数	刑法犯		特別法犯		ぐ犯少年		
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年			
6年	490	399	322	77	91	83	8	3,899
女子	56	44	31	13	12	10	2	799
5年	504	439	312	127	65	59	6	3,392
女子	126	115	74	41	11	10	1	787
増減 (%)	-14 (-2.8)	-40 (-9.1)	10 (3.2)	-50 (-39.4)	26 (40.0)	24 (40.7)	2 (33.3)	0 (14.9)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

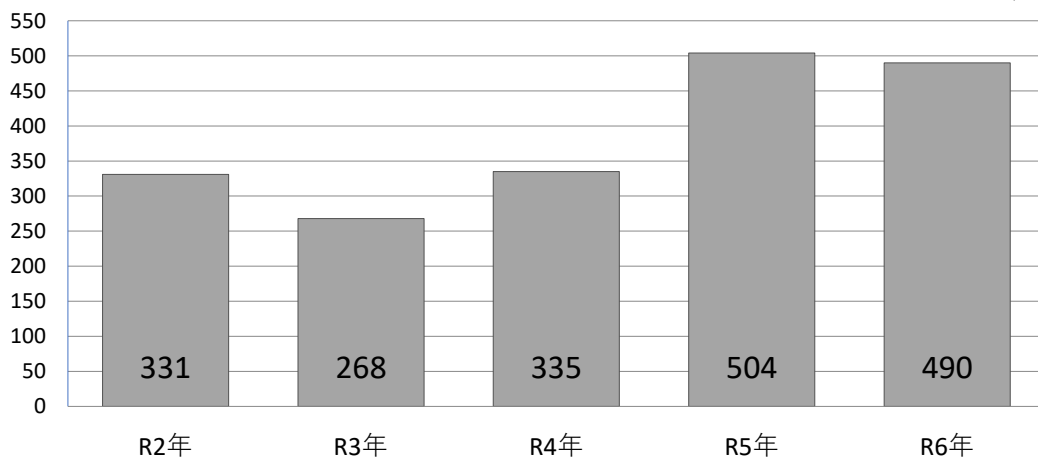
不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

刑法犯 … 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）

## 過去5年間の非行少年の推移（5月末対比）

(令和2年～令和6年)  
(人)



○ 不良行為少年の人員（行為別）

行為別では、喫煙が1,980人(50.8%)、深夜徘徊822人(21.1%)であった。

	不良行為少年						
		飲酒	喫煙	深夜徘徊	粗暴行為	不健全娯楽	その他
6年	3,899	406	1,980	822	141	340	210
5年	3,392	437	1,512	747	168	271	257
増減	507	-31	468	75	-27	69	-47
(%)	(14.9)	(-7.1)	(31.0)	(10.0)	(-16.1)	(25.5)	(-18.3)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が198人（49.6%）で、このうち万引きが135人(68.2%)と最も多い。

	総数							
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
					うち万引き			
6年	399	11	96	198	135	9	29	56
5年	439	8	107	250	174	10	12	52
増減	-40	3	-11	-52	-39	-1	17	4
(%)	(-9.1)	(37.5)	(-10.3)	(-20.8)	(-22.4)	(-10.0)	(141.7)	(7.7)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が165人（41.4%）、中学生が106人（26.6%）であった。

	総数								
		未就学	児童・生徒・学生					有職 少年	無職 少年
			小学生	中学生	高校生	その他学生			
6年	399		324	35	106	165	18	48	27
5年	439		358	67	114	162	15	52	29
増減	-40	0	-34	-32	-8	3	3	-4	-2
(%)	(-9.1)		(-9.5)	(-47.8)	(-7.0)	(1.9)	(20.0)	(-7.7)	(-6.9)

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童売春・児童ポルノ禁止法が31人（34.1%）と最も多い。

	総数							
		軽犯罪法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	覚醒剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	その他の 特別法
6年	91	18	31	5		17		20
5年	65	11	10	7	1	10		26
増減	26	7	21	-2	-1	7	0	-6
(%)	(40.0)	(63.6)	(210.0)	(-28.6)	(-100.0)	(70.0)		(-23.1)

○薬物乱用少年（学職別）

薬物乱用少年は20人で、前年同期比8人(66.7%)増加した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	20	10		4	6	7	3		
5年	12	3		2	1	5	4		
増減 (%)	8 (66.7)	0 (233.3)	0	0	2 (100.0)	5 (500.0)	2 (40.0)	-1 (-25.0)	

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は102人で、前年同期比32人（45.7%）増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
6年	102	3		3	48	17	31	
5年	70	2	1	1	30	35	1	
増減 (%)	32 (45.7)	1 (50.0)	-1 (-100.0)	0	2 (200.0)	18 (60.0)	-18 (-51.4)	30 (3,000.0)

○福祉犯の被害少年（法令別）

福祉犯の被害少年は97人で、前年同期比25人（34.7%）増加した。

	総 数							
	児童福祉法	労働基準法	売春防止法	風俗営業適正化法	児童買春・児童ポルノ禁止法	育成条例	その他	
6年	97	3		6	32	20	36	
5年	72	2	1	2	35	30	1	
増減 (%)	25 (34.7)	1 (50.0)	-1 (-100.0)	-1 (-100.0)	4 (200.0)	-3 (-8.6)	-10 (-33.3)	35 (3,500.0)

○福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生が59人(60.8%)、中学生が24人（24.7%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
6年	97	1	88	3	24	59	2	6	2
5年	72	2	68	4	30	31	3		2
増減 (%)	25 (34.7)	-1 (-50.0)	20 (29.4)	-1 (-25.0)	-6 (-20.0)	28 (90.3)	-1 (-33.3)	6	0 (0.0)